

岐阜県弁護士会 行政連携のお品書き お問い合わせ書

岐阜県弁護士会 行 (FAX送信先 058-265-4100)

電話でのお問い合わせのほか、本書面でもご対応させていただきます。お気軽にご利用下さい。

本お問い合わせ書は岐阜県弁護士会にて保管いたします。

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載させていただきます。

上記目的以外には、個人情報を利用しません。

お問い合わせ日		平成 年 月 日	受付番号
お問い合わせ者 (自治体等)	ご住所	〒	
	組織・担当部署	フリガナ	
	担当者お名前	フリガナ	
	ご連絡先	お電話番号 () F A X () 電子メール @	
お問い合わせ内容	お品書き左欄の番号		
	お問い合わせの概要 <small>(まずは説明を聞きたいということで結構です。できるだけ具体的にご記入ください。)</small>		

※このページをコピーしてご利用いただけると幸いです。

岐阜県弁護士会のホームページ (<http://www.gifuben.org/>) からダウンロードできます。

行政連携のお品書き

平成28年度版



発行元 **岐阜県弁護士会**
Gifu Prefecture Bar Association

所在 岐阜市端詰町 22 番地
TEL 058-265-0020
FAX 058-265-4100
発行日 平成28年4月1日

まずは、お気軽に電話で問い合わせ下さい (担当：宮田)。

行政連携のお品書き

費用は、サービスにより異なります。まずは、電話（058-265-0020、担当：宮田）、または、お品書き表面のお問い合わせ書にて、お気軽にお問い合わせ下さい。

	分野	サービス名	サービスの具体的内容
1	業務支援	審議会、委員会、協議会等	新行政不服審査法における行政不服審査会の審理員、行政不服審査会に相当する第三者諮問機関の委員、その他、各種審議会、委員会、協議会等の委員に弁護士を推薦します。
2		任期付公務員	常勤・非常勤の任期付公務員の弁護士採用を支援します。
3		条例制定	条例制定立案を支援することのできる弁護士を推薦します。
4			条例制定立案担当職員の知識向上を目的とした職員向け研修・勉強会などへ講師を派遣します。
5		債権回収	行政の有する公債権、私債権の管理回収を受託・支援することのできる弁護士を推薦します。
6			債権回収担当職員の知識向上を目的とした職員向け研修・勉強会などへ講師を派遣します。
7		包括外部監査	地方自治法における導入義務自治体のほか、条例制定による制度導入自治体において、包括外部監査人を推薦します。
8		行政対象暴力対策	民事介入暴力被害者救済センター所属の弁護士がチームとなり、各種不当要求に対するアドバイスや法的手段による解決を行います。
9			行政機関・自治体病院・学校に不当な内容または不当な態様の要求をする者への対処法に関する研修・勉強会へ講師を派遣します。また、対処を支援できる弁護士を推薦・紹介します。
10		コンプライアンス	行政の公正職務審査、内部通報、第三者調査など、コンプライアンス確保のための弁護士を推薦します。
11			行政のコンプライアンス確保・向上を目的とした職員向け研修・勉強会などへ講師を派遣します。
12		行政訴訟等対応	行政機関を相手方とする請求や訴訟が提起された場合、行政機関の代理人として活動することができる弁護士を推薦・紹介します。
13		研修・勉強会	各種法令の解釈・運用など、特に分野を問わず、法律一般に関する行政職員向け研修・勉強会などへ講師を派遣します。
14		法律相談	行政機関が抱える法律問題の相談に対応するため、当該分野に精通した弁護士を推薦・紹介します。
15			行政職員に対する福利厚生として、行政職員個人が抱える法律問題について相談することのできる弁護士を推薦・紹介します。
16	市民サービス	市民向け法律相談・講演	次の各分野に関して、行政が主催する一般市民向けの法律相談や講演へ、相談担当員や講師を派遣します。法律相談の料金は、原則として2時間2万円、または、3時間3万円（いずれも消費税、旅費別）です。①法律一般（特に分野を問わず法律に関する問題全般）、②多重債務（債務整理、自己破産、個人再生など）、③消費者（押し売り、悪徳商法、投資詐欺など）、④交通事故、⑤民事介入暴力（暴力団、悪質クレーマー対応など）、⑥犯罪被害者・DV、⑦労働（不当解雇、サービス残業、職場でのいじめなど）、⑧貧困（生活保護、母子家庭など）、⑨子ども・学校（学校における事故、いじめなど）、⑩遺言・相続、⑪高齢者・障がい者
17		市民窓口業務研修・勉強会	次の各分野に関して、窓口等を担当する行政職員の知識向上を目的とした研修・勉強会へ講師を派遣します。 ①多重債務（債務整理、自己破産、個人再生など）、②消費者（押し売り、悪徳商法、投資詐欺など）、③交通事故、④民事介入暴力（暴力団、悪質クレーマー対応など）、⑤犯罪被害者・DV、⑥労働（不当解雇、サービス残業、職場でのいじめなど）、⑦貧困（生活保護、母子家庭など）、⑧遺言・相続、⑨高齢者・障がい者（福祉関係者向けもあります）
18		多重債務者・生活保護受給者支援	生活保護受給窓口担当者などへの法的助言、及び行政の要請により、個々の多重債務者・生活保護受給者の債務整理、自己破産などを受任します。
19		消費者被害救済	消費生活相談員などへの法的助言、及び行政の要請により、個々の被害者の救済（理由のない請求の排除、損害賠償請求など）を行います。
20		民事介入暴力被害者救済	県警・暴力追放推進センターとの連携による民事介入暴力全般の防止、個々の被害者救済（不当要求の排除、損害賠償請求、仮処分など）、暴力団事務所排除活動の支援、及び再開発事業からの暴力団排除活動の支援などを行います。
21		犯罪被害者支援	行政による犯罪被害者支援の仕組み作りをサポートします。また、犯罪被害者が刑事手続きへの参加を望む場合、被害者代理人として支援します。
22		DV被害者支援	行政からの要請により、DV被害者の保護命令申立、離婚、損害賠償請求などを受任し、被害者の自立や被害回復を支援します。
23		児童虐待	児童相談所との連携による児童虐待の早期発見、審判申立、後見人選任などの法的手続きを通じ、児童虐待の防止、虐待を受けた児童の救済に取り組みます。要保護児童対策地域協議会やケース会議等に弁護士を派遣します。
24		学校問題・いじめ・体罰	学校との連携により、問題の未然防止及び再発防止の仕組み作りを行います。問題が生じた場合には、第三者的立場で調査に関わる弁護士、対応について助言する弁護士を推薦・派遣します。学校に出張して、いじめ防止授業を行います。
25		高齢者・障がい者支援	福祉担当者向けの法的助言、行政の要請により、高齢者・障がい者専門相談（電話・対面・出張）や講師の派遣、成年後見の申立、成年後見人への就任などを含む成年後見制度利用の支援、高齢者・障がい者の虐待問題への対応等、高齢者・障がい者を支援します。
26		法教育	法教育を実施する教職員向けの研修・勉強会へ、講師を派遣します。また、法教育の授業作り支援も行います。
27			各学校に対し、弁護士を派遣して法教育の講義を実施します。授業で職場体験を実施する際には、体験先として弁護士会、弁護士事務所を紹介します。
28		中小企業支援	中小企業支援に取り組む職員の知識向上を目的とした研修・勉強会（中小企業向けの法制度や法改正の説明が中心）へ講師を派遣します。
29			行政が主催する中小企業向けの法律相談や講演へ、相談担当員や講師を派遣します。
30			中小企業支援のため、行政と連携して活動します。